

兪 彦韜

学位の種類 博士（法学）

学位記番号 法博第 141 号

学位授与年月日 令和 2 年 9 月 2 5 日

学位論文題目：Major Misunderstanding and the Voidability of Juristic Acts in Chinese
Law: A Concretization of General Clause

論文審査委員（主査） 渡辺 達徳

久保野恵美子

韓 世遠

論文内容要旨

兪 彦韜（YU Yantao）氏から提出された標記論文（「中国法における重大な錯誤と法律行為の無効：一般条項の具体化」）は、本文 187 頁並びに文献リスト及び中国・英国・日本の判例リストを加えた総計 217 頁から成るものであり、以下のような構成を採る。

第 1 章 はじめに

- 1.1 重大な錯誤に関するルールの具体化
- 1.2 重大な錯誤に関するルールを具体化するための方法論的基礎
- 1.3 中国における重大な錯誤に関するルールの立法的・理論的歴史
- 1.4 本論文の構成

第 2 章 表示上の錯誤と動機の錯誤の二元論

- 2.1 二元的構成が可能な根拠
- 2.2 二元的構成を必要とする理由
- 2.3 小 括

第 3 章 表示上の錯誤救済ルール of 構成

- 3.1 比較法的に見た表示上の錯誤救済の異なる傾向
- 3.2 規範的解釈と表示上の錯誤救済の体系的関連性
- 3.3 公正さを検討する構成の詳細
- 3.4 公正さの検討に関する多くの例外
- 3.5 小 括

第 4 章 動機の錯誤救済の事例類型

- 4.1 事例の概観
- 4.2 事例類型の予備的体系化
- 4.3 目的物の性質または相手方に関する錯誤（類型 A、B）
- 4.4 法律上の錯誤（類型 C）
- 4.5 計算上の錯誤（類型 D）
- 4.6 民事和解における錯誤（類型 E）

4.7	その他の動機の錯誤（類型F）
4.8	救済拒絶の共通根拠（類型G、H）
4.9	事例類型化の継続
第5章	動機の錯誤に関するルールの比較法
5.1	ドイツ法における動機の錯誤の取扱い
5.2	日本民法典の改正
5.3	比較法から何を学ぶか
第6章	動機の錯誤救済の要件
6.1	法律行為に内包される「動機」
6.2	一方による動機の錯誤
6.3	共通錯誤
6.4	小 括
結 論	

本論文の目的は、錯誤について定める2017年の中国民法通則147条の適用事例を類型化することを通じて、裁判における結論の妥当性及び結論に至る根拠の正当性を確保すること並びに裁判官の過度に広範な裁量を抑制すること、を指すところにある。そのために、本論文は、約300件に及ぶ中国の裁判例の分析及び類型化を試みるとともに、ドイツ、英国及び日本の錯誤法を比較の対象として検討している（英国及び日本の判例についても、それぞれ10件程度に言及しており、また、ドイツの判例については約20件を検討の俎上に載せている）。

本論文では、論文の目的と論文構成を明らかにした第1章に続き、第2章において、「表示上の錯誤」と「動機の錯誤」という2つの基本的な事例類型が区別されるべきことが主張される（いわゆる「二元論」）。

まず、表示上の錯誤の場合には、表示が表意者の真意を正確に反映していない以上、自己決定を理由として法律行為の強制力を正当化することはできないが、相手方の合理的信頼保護及び表意者・相手方のリスク分配における公正性を考慮し、法は、不本意な意思表示を行った者に意思表示の責めを負わせることがある。すなわち、表示上の錯誤において表意者が意思に拘束されることがあるのは、自己決定を理由とするのではなく、法の効力によりものである。

これに対し、動機の錯誤の場合には、表意者は、正確に自己の意思を表明しているのので、この表意者が自己の意思に拘束されるのは、本人の自律的行為を理由とする。適切な法律行為をするために十分な情報を欠いた当事者は、実質的には自己決定の自由を持たないという議論はあり得るが、完全な自己決定がされた場合に限り法律行為の拘束力が正当化されるという理解は、成り立たない。したがって、動機の錯誤が救済されるべき場面は、例外的ケースとして、その射程は事前決定されている必要がある。

第3章では、表示上の錯誤の無効主張が認められてきた裁判実務上の事例類型が示される。すなわち、a) 錯誤に陥った当事者が、錯誤の結果、自己の意思より実質的に過大な履行を義務付けられたり、実質的に過少な履行を得るにとどまったりして、契約当事者が負う債務の間に著しい不均衡を生じる場合、またはb) 表示上の錯誤により、錯誤に陥った当事者が契約から典型的に獲得し得る目的を達成することができなくなった場合である。この類型は、公正性のルールにより理由付けられるものである。したがって、両当事者の公正という考慮の働かない以下4つの場合には、錯誤に陥った表意者の救済は認められない。すなわち、a) 法律行為が双務的履行を含まない場合、b) 取引安全の重要性が公正性の要請を上回る場合、c) 錯誤に陥った表意者が、自己の錯誤を回避するために必要な注意を怠った場合、d) 一定の事由〔例えば、疾病、教育の欠如〕により、表意者が自己の署名した書類の性質を理解する能力を欠いていた場合、である。

第4章では、中国において、裁判実務上、動機の錯誤による無効の主張が認められてきたケースが、以下の4類型に整理して示される。a) 表意者の動機が行為の前提となっておらず、むしろ、相手方は、契約の解釈等により、事実が真実であったならば表意者が置かれていたはずの立場での債務を負うことを前提としていた場合、b) 当事者双方が同一の誤った事実の前提に立っていた場合、c) 相手方の不当表示または一定の情報不開示により、動機の錯誤が引き起こされた場合、d) 相手方が表意者の錯誤を知らなかったが、表意者が一定の事実を基礎として決断したこと、表意者が法律行為時に知り、または知るべきであった場合、である。ただし、本論文の筆者は、動機の錯誤の場合には、考慮されるべき要素が複雑に絡み合っており、裁判所が明確な理由を示しているわけではないので、こうした類型化のみをもって適切な基準を抽出することには慎重な姿勢を示している。

続く第5章では、ドイツ法及び日本法を比較の対象とした考察が行われる。

まず、ドイツ法(BGB)は、19世紀の立法時において、取引において重要な人または物の性質に関する錯誤(いわゆる性状錯誤)を明文で規定していた。その後、この規定の運用に当たっては、慎重でありながらも拡張する姿勢が見られ、ドイツ連邦通常裁判所(BGH)は、相手方が情報提供義務を果たさなかったために表意者が錯誤に陥った場合や、一定の種類の錯誤において、それが表意者の利益に重大な影響を及ぼすことを相手方が知っていたにもかかわらず、契約を締結して履行を請求することを、権利濫用として禁止するといった事例を蓄積させてきた。本論文の筆者は、これを、錯誤に陥った表意者を錯誤の規定の外において救済するという拡張的立場であると評価する。

また、日本民法は、立法時においては動機の錯誤を救済の外に置いたが、その後の判例及び学説は、表示された動機を意思表示または法律行為の中に包含させるという二元論的解釈を展開してきた。近時は、錯誤を一元的に把握する研究も有力となっていたが、2017年の民法改正(いわゆる「債権法改正」)は、従来の判例の立場を大きく変更する改正を見送ったことが紹介される。

さらに、第6章は、中国法における動機の錯誤の取扱いについて検討する。本論文の筆者は、ドイツ法及び日本法における判例及び学説の展開は、中国の民法通則147条の解釈及び事例の類型化にとっても有益ではあるものの、あくまでも中国民法における価値の序列という文脈の中で吟味されなければならないと説く。

最後に、本論文の筆者は、「結論」において、問題の提起と研究の方法、錯誤の二元的把握、表示上の錯誤と動機の錯誤それぞれに関する中国法の展開・事例の類型化、ドイツ及び日本を中心とした比較法的考察を振り返り、とりわけ動機の錯誤に即して、中国の経済発展の実態及び地域格差などの実情をも踏まえ、裁判官の負担軽減と裁量的判断の抑制を意識した事例類型化の試みを行って稿を結んでいる。

論文審査結果の要旨

(1) 2017年の中国民法通則147条は、「重大な錯誤に基づく民事法律行為は、表意者が人民法院または仲裁機構に申し立てることにより無効となる。」と規定している。同条の適用をめぐる多くの裁判事例があるが、同条の文言は白紙条項的な色彩を帯び、また、錯誤の事例類型への着目もされていない。そのため、裁判官が結論の妥当性及び結論に至る根拠の正当性を示すために多大な労力を要し、その反面、裁判官による裁量の余地が広く認められて法的安定性を欠く憾みがあるという問題が指摘されてきた。

本論文の筆者は、こうした実情に鑑み、中国における多数の裁判例を分析するとともに、ドイツ、英国及び日本法との比較を行うことにより、事例の類型化による裁判規範の形成・創造を目指すものである。

上記のとおり、本論文の検討対象とされたのは、2017年の民法通則147条である。中国では、民事取引の領域を規律するために、従来、民法通則、物権法、契約法、侵權責任法（不法行為法）などが単行法として定められてきたが、2020年6月1日、従来の単行法を改正・統合する「中華人民共和國民法典」が公布され、2021年1月1日からの施行が予定されている。そして、2017年の民法通則147条は、その制定から時日を経ていることから、そのまま中国民法典147条として取り入れられている。したがって、本論文における考察は、今後の中国民法典の解釈・適用に当たっても有用性を持つものである

(なお、日本法上、表意者が錯誤による取消しを相手方に対する意思表示により行うのと異なり、中国法では、表意者が当該法律行為の効力を否定するためには、人民法院または仲裁機構に申し立てる必要がある。)

(2) 本論文は、上記のような問題意識を出発点として、表示上の錯誤と動機の錯誤という二元的な理解を支持した上で、比較法的検討をも視野に入れながら、この両者において錯誤に陥った表意者を不本意な契約の拘束から離脱させるための要件を、事例類型の差異に着目しながら明らかにしようとする。表示上の錯誤における表意者救済は相互的な公正性の確保を根拠とし、動機の錯誤における表意者救済は例外的なものとして適用範囲を限定するという理解は、二元論を採った上で錯誤における表意者保護の根拠を明快に分かつとい

う、この論文の筆者の立場を明らかにするものといえる。

この理解から一步を進めると、とりわけ動機の錯誤が多様な類型を内包し、かつ、表意者保護の範囲を限定的に捉える必要性があることに照らして、動機の錯誤の事例を類型化し、そこから透明性の確保された裁判規範を導くことの意義が浮き彫りにされてくるといえよう。本論文は、動機の錯誤に関する裁判事例をAからHまでの8タイプの類型として示し、動機の錯誤に陥った表意者が法的救済を受けるべき場面を抽出する。そこで示されたのは、法律行為の当事者双方が同じ事実の誤認をしている場合（ただし、例外的に救済を認めない具体的な状況を合わせて示す）、相手方に開示義務違反があった場合、相手方の不実表示により錯誤が引き起こされ、そのため表意者の契約目的が挫折した場合（ただし、例外的状況を併せて示す）、相手方が表意者の動機の錯誤を知らず契約の履行を請求する場合、無償行為により相手方に一方的な利益が生じるだけの場合、など、かなり限定的である。

こうした帰結は、比較法的な考察を経ながらも、外国の議論に必ずしも追随するのではなく、中国における経済の発展状況や地域格差などを考慮し、裁判官の負担軽減とその反面にある過度な裁量権行使の抑制という目的意識に貫かれた研究の姿勢から導かれるものであると評価することができる。それは、必ずしも独創的理論を含んだり、実務の大きな転換を促したりするものではないが、中国における現在及び近未来の法実務に具体的かつ有益な示唆を与えるとともに、今後の理論的発展をもたらす実証的基礎を成すものとして評価すべきものであろう。

また、本論文は、錯誤論をテーマとしながらも、中国における判例実務・学説及び比較法の考察を進める中で、錯誤の隣接領域にある契約法のトピックにも注意が払われており、今後、本論文の筆者が錯誤論の延長線に現れてくる財産法上の諸問題の研究にも取り組む将来性を窺わせるものとなっている。例えば、契約の準備・交渉段階における情報提供・説明義務や不実表示の問題への目配り、動機の錯誤における表意者保護の範囲を画する際に契約目的が達成されないこととの関連を意識することなど、日本民法の解釈論に即しても近時の研究主題とされているものがあることは、注目されることである。

(3) もちろん、本論文については幾つかの問題点も指摘することができる。

その一例として、本論文の主眼が中国における裁判例の類型化に置かれていることは、研究の新規性や独創性という意味において、やや物足りなさを感じないでもない。しかし、本論文のテーマに関する中国の裁判実務の現状に鑑みて、その筆者が、従来、必ずしも体系的に行われてこなかった裁判例の総合的な分析を試みることにより、欠けていた研究視点を補完するという、控えめではあるが裁判実務及び法理論の発展にとって不可欠の作業に取り組む、具体的な事例類型に沿った規範を導くことに成功している点は、十分な評価に値するといえるべきである。

また、本論文は、比較法の素材として、ドイツ法、英国法及び日本法を取り上げているが、近時は、フランス民法、ユニドロワ国際商事契約原則、ヨーロッパ契約法原則、D C F R（ヨーロッパ共通参照枠草案）など、有意な比較の対象とされるべき国内法や国際法準則は数多

い。その中には、錯誤「二元論」を採らないものも多く、本論文が、二元論を採るドイツ法及び日本法を主たる比較考察の対象とし、その他の法準則に言及しないことには、疑問が残るともいえよう。しかし、本論文の意図は、錯誤の法的構成における「一元論」と「二元論」の争いに理論的な応接をすることではなく、「二元論」を前提として、多様な事例類型を内包する動機の錯誤の裁判例を分析及び類型化することにより、裁判において有効に機能する規範を導き出そうとするものである。したがって、比較法素材の取り上げ方が限定的であるとしても、それが本論文の価値を減殺するものではない。比較法対象の拡大は、本論文で明確化された実証的基礎の上になされるべき理論的な発展を期す今後の研究に期待される場所であり、筆者も、それを課題として認識している。

(4) 以上により、本論文を、博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。